

「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（案）」に係る県民からの意見募集の結果（概要）

1 条例名について

No.	意見の要旨	意見に対する考え方
1	事業者等とは事業者及び下請業者等と定義されており、この表記だと従業者は関係ないとの誤解を生じさせるため、条例名はシンプルに「静岡県公契約条例」としてはどうか。 (同様の意見 1件)	本条例は、公契約の当事者である県と事業者等の責務を明らかにし、公契約の適正な運用を通じて、働き方改革も含めた労働環境全般の整備や、誰もが活躍できる社会づくりに向けて優良な取組を進める事業者等を応援するなど、労働者だけでなく事業者等も守り育てることを目指しており、その目的を表現するためにこの名称としました。
2	契約事業者を守るための条例との印象が残るので、「事業者等及びその従事者を守り育てる静岡県公契約条例」としてはどうか。	同上

2 第1条（目的）について

No.	意見の要旨	意見に対する考え方
1	理念、目的を、より明確化するため、「従事者の労働環境を整備」という箇所を、「従事者の適正な労働条件等の労働環境を整備」に修正してほしい。	第1条は、本条例の目的として、公契約に係る事項を包括的に表現したものであり、「労働環境」については「労働条件」も含めた広い意味で使用しております。

3 第2条（定義）について

No.	意見の要旨	意見に対する考え方
1	労働者派遣法のすべてが適用されるよう、(3)イについては、「第2条第2号に規定する」という箇所を削除するべき。	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）」が適用される派遣労働者は、同法第2条第2号において定義されていることから、いわゆる労働者派遣法における派遣労働者はすべて本条例の適用対象となります。

4 第3条（基本理念）について

No.	意見の要旨	意見に対する考え方
1	<p>条例あるいは規則に、作業報酬下限額（賃金下限額）の条項を定めてほしい。</p> <p>条例案の前文に「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保等に万全を期していく必要がある」とあり、また、第1条（目的）として「従事者の労働環境を整備し」とある。これらを具体化するために、作業報酬下限額（賃金下限額）の設定が必要である。</p> <p>（同様の意見 21件）</p>	<p>最低賃金については、国が設置している本県の地方最低賃金審議会において、経済情勢等を踏まえて設定されており、また、賃金等の労働条件は、最低賃金法等の関係法令に反しない限りにおいて、労使が合意の上、自主的に決定すべきものであることから、本条例では、上乗せ規制となる「報酬下限額」は設けないこととしました。</p>
2	<p>労働雇用については、労働基準法というスタンダードがあるため、新たに最低賃金について記載することは賛成しかねる。</p>	<p>最低賃金については、国が設置している本県の地方最低賃金審議会において、経済情勢等を踏まえて設定されていることから、本条例では、それ以上の規制は設けないこととしました。</p> <p>本条例のもとで、労働基準法をはじめとした関係法令の遵守を通じて、労働環境の整備等を図ってまいります。</p>
3	<p>労働環境の整備の中でも最重要な事項として、第3項の「従事者の労働環境の整備」という箇所を、「従事者の適正な労働条件の確保その他労働環境の整備」とすべき。</p> <p>（同様の意見 1件）</p>	<p>第3条は、本条例の基本理念として、公契約に係る事項を包括的に表現したものであり、「労働環境」については「労働条件」も含めた広い意味で使用しております。</p>
4	<p>事業者等の責務で「下請業者等と対等な立場で公正な契約を締結する」とあるのと同様に、県と事業者が対等平等な関係であることを示す内容を基本理念に入れてほしい。</p>	<p>県の責務として、第4条において適正な予定価格や適切な契約期間の設定等を規定していますが、これらは、県と事業者との対等な立場での公正な契約につながるものと考えております。</p>

5 第4条（県の責務）について

No.	意見の要旨	意見に対する考え方
1	<p>第1項で「（前略）…必要な取組を推進するものとする。」とあるが、責務として大変弱い表現のため、「（前略）…必要な取組を講じなければならない。」という表現にしてほしい。</p> <p>第2項から第5項の語尾についても同様。</p>	<p>本条例の基本理念にのっとり必要な取組を推進することは県の責務として当然のことですが、公契約の内容は多岐にわたるため、一般的な原則あるいは方針を示す意味で使用しております。</p>
2	<p>県の責務、事業者等の責務、従事者の権利について、具体的に定めた方が分かりやすいのではないかと。</p>	<p>本条例の内容は多岐にわたっており、社会情勢の変化等も含め様々な状況に対応できるよう、基本的な事項を規定しております。</p>

6 第5条（事業者等の責務）について

No.	意見の要旨	意見に対する考え方
1	<p>第1項は「（前略）…その債務を適正に履行しなければならない。」となっているが、第2項から第4項の表現も同様の表現にすべき。</p>	<p>第1項については、公契約に基づく債務を履行する者の責務として、基本的な事項である法令遵守と債務の適正履行を強く求めています。一方で、第2項から第4項までについては、元請事業者と下請事業者との民間の契約であることや、下請事業者に対して強い義務を課すことは難しいことなどから、このような表現としております。</p>
2	<p>第3項は「事業者等は、その従事者の労働環境の整備に努めるものとする。」となっているが、労働環境の整備の中でも最重要な事項として「事業者等は、その従事者の適正な労働条件の確保その他労働環境の整備に努めるものとする。」と明記すべき。</p>	<p>事業者等の責務を分かりやすくするため、労働環境整備の例示として「適正な労働条件の確保」を規定することとします。</p> <p>（修正前） 「事業者等は、その従事者の労働環境の整備に努めるものとする。」 ↓ （修正後） 「事業者等は、その従事者の<u>適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備</u>に努めるものとする。」</p>
3	<p>受注者と下請である一人親方等が適正な関係であるかを明確にするため、書面交付を義務付けるべき。</p>	<p>下請事業者を含む建設工事の請負当事者には、建設業法により契約書による契約の締結が義務付けられており、下請代金支払遅延等防止法が適用される契約においても、発注書面の交付が義務付けられているため、これらの法令により対応できるものと考えております。</p>

7 第6条（県の取組方針）について

No.	意見の要旨	意見に対する考え方
1	<p>条例あるいは規則に、適用対象事業、報酬下限額などの公契約にかかる重要事項を審議するための審議会を三者（有識者、使用者、労働者）の構成で設置することを定めてほしい。</p> <p>条例を運用していく中で、適切に改善を図っていく必要がある。そのため、関係団体の代表者による審議会を設置すべきである。</p> <p>（同様の意見 17件）</p>	<p>県の取組方針の策定や変更の際には、幅広い関係者の意見を聴取する必要があることから、第6条第3項において、業界団体も含めて、広く県民の意見を求めることと規定しております。また、公契約に関わる分野ごとの計画（建設業の働き方改革等について定めた「静岡県建設産業ビジョン」等）を策定する際に、既に有識者の意見を聴取しております。</p> <p>さらに、第6条第6項において、毎年度、取組方針の実施状況を県議会に報告することを規定しており、様々な御意見を伺いながら適切に条例を運用していくこととしております。</p>
2	<p>公契約を締結した事業者に対して労働条件の点検を行い、改善を指示するだけでは実効性は確保されない。また、点検対象にならなかった事業者は、改善の必要性に気付く機会を得られない。そのため、適正な労働条件を確保している事業者にのみ入札参加資格を与える等、自助努力を促す措置が必要。</p>	<p>従事者の適正な労働条件を確保するため、県の取組方針の中で、入札参加資格申請時及び公契約締結時に、労働関係法令を遵守する旨の誓約書の提出を求めること等により自助努力を促すよう、県当局に要請してまいります。</p>
3	<p>基本理念を踏まえた契約の締結方法その他公契約に関する施策を総合的に講じるために、関係部署横断で取り組むこととし、庶務を経済産業部労働雇用政策課とするべき。</p>	<p>所管課については、条例制定後に県当局において定めるべき事項ですが、公契約の適正な運用が求められますので、県の契約制度を所管する部署が適当ではないかと考えております。</p>

8 新たに条文に追加すべき事項について

No.	意見の要旨	意見に対する考え方
1	<p>条例に違反した事業者に対するペナルティを課す必要があるのではないか。</p> <p>（同様の意見 2件）</p>	<p>本条例は、公契約の適正な運用を通じて公共サービスの質の向上や労働環境の整備等を図ろうとするものであり、事業者等には法令の遵守を求めています。法令にはそれぞれ罰則が規定されていることから、改めて条例で罰則を規定する必要はないと考えております。</p>

9 その他

No.	意見の要旨	意見に対する考え方
1	<p>本条例案に賛成する。</p> <p>まずは、行政に関与する事業者から、従事する者の適正な労働条件の確保を進めていくことが、その他の民間企業の従業員の労働条件の適正化に結びつくと思うので、ぜひ進めていただきたい。</p>	<p>本条例のもとで、県と事業者等が共通の認識を持ち、従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図ることにより、誰もが働きやすい環境の整備等を進めてまいります。</p>
2	<p>公契約条例は、持続可能な地域社会づくりに向けた取組の第1歩になると期待しているが、最初から完璧を記すものではなく、社会状況に対応しながら定着させていってほしい。</p>	<p>社会情勢に応じて適切に条例を運用していくことにより、活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現を図ってまいります。</p>
3	<p>本条例案の成立に期待する。</p> <p>中小零細事業者には労務コンプライアンスに疎い事業者も存在し、結果自ら収益構造を崩し、現場従事者にしわ寄せが出ているケースがある。特に理念にある労働環境の整備は重要で、現場で就労する者が犠牲になるような事業であっては持続可能な社会は作れない。</p> <p>同一労働同一賃金や職場のハラスメント防止等に確実に取り組むよう、事業者の指針となり、かつ実効性のある条例の制定を望む。</p>	<p>本条例のもとで、県と事業者等が共通の認識を持ち、法令遵守や下請負者等との公正な契約の締結等に取り組むことにより、優良な事業者等を守り育て、誰もが働きやすい環境の整備等を進めてまいります。</p>